

○財務省告示第二百九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	一三トン
四	一六、七二六トン
五	六六一トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三五七トン	五〇一トン	六、五八九トン	五三、六五一トン	三、八〇〇トン	六四トン	二六一、〇七一トン	五三四、三五四トン	二、六五三、一七〇トン	三四、四一〇トン	二、九四三トン	一、七四一トン	一五、二九三トン	一トン	六トン	二〇トン

二九	一九二トン
二八	二・〇トン
二七	五、〇三四トン
二六	二、〇〇二トン
二五	〇トン
二四	一三トン
二三	二、二三一トン
二三	一五八トン
二二	一二、三七四トン